

クリーニング業法施行条例

平成 14 年 12 月 20 日
条例第 70 号

改正 平成 16 年 10 月 19 日条例第 95 号 平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号
号

(第 1 次改正)

(北海道条例の整備に関する条
例第 65 条による改正)

クリーニング業法施行条例をここに公布する。

クリーニング業法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、クリーニング業法(昭和 25 年法律第 207 号。次条において「法」という。)第 3 条第 3 項第 6 号の規定に基づき、営業者が講じなければならない必要な措置を定めるものとする。

一部改正(平成 16 年条例 95 号)

(営業者の講ずべき措置)

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 6 号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、居室、台所、便所等とは隔壁等により区画され、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さを有すること。
- (2) クリーニング所は、採光及び換気が十分に行える構造であり、必要に応じ、適当な照明設備及び換気設備が設けられていること。
- (3) クリーニング所における洗濯物の受取及び引渡しを行う場所(次号において「受渡場」という。)には、適当な広さの受渡台を設け、かつ、洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。
- (4) 受渡場の床は、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。次号において同じ。)で築造されていること。
- (5) 洗場の内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、汚染を受けやすい高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- (6) 有機溶剤を使用するクリーニング所は、有機溶剤回収装置が備えられ、かつ、適当な位置に局所排気装置、全体換気装置等の換気設備が設けられていること。
- (7) クリーニング業法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 35 号)第 1 条に規定する洗濯物を取り扱う場合は、当該洗濯物を収納する専用の棚又は容器を備えること。
- (8) おむつ、パンツ等し尿の付着している洗濯物を洗濯する場合は、し尿浄化装置を設けること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させるクリーニング所にあっては、し尿浄化装置を設けないことができる。
- (9) 病院(診療所を含む。イにおいて同じ。)から洗濯の業務の委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、次によること。

- ア 洗濯の終わったものと終わらないものとを別個に運搬する専用の業務用の車両を備えること。ただし、洗濯物を運搬する車両の構造が洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納でき、かつ、洗濯の終わったものが汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。
- イ 洗濯物を病院から洗濯の業務の委託を受けたものとそれ以外のものに区分して処理することができる構造設備を有すること。
- (10) 乾燥機によらないで洗濯物を乾燥させる場合は、火災等の危険のない乾燥場を設けること。
- (11) 洗濯物の集配のために使用する容器は、洗濯の終わった洗濯物のためのものと洗濯の終わらない洗濯物のためのものに区分するとともに、これに当該洗濯物を取り扱う事業者の氏名、名称等を明示すること。
- (12) クリーニング所内のねずみ、昆虫等の駆除を定期的実施すること。
- (13) 業務用の機械及び器具を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じ、整備し、又は補修すること。
- (14) ドライクリーニングによる洗濯物の乾燥は、乾燥機その他の乾燥設備内で、使用した有機溶剤の種類、量等に応じた適正な温度で行うこと。
- (15) 溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に格納し、特に有機溶剤は、密閉した容器に保管した上で格納すること。
- (16) 仕上げの終わった洗濯物は、包装し、又は棚、容器等に保管すること。

一部改正(平成 16 年条例 95 号)

附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 一部改正(平成 21 年条例 15 号)*
- 2 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加(平成 21 年条例 15 号)

附 則(平成 16 年 10 月 19 日条例第 95 号)

(クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄)

(北海道条例の整備に関する条例の附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)